

人流システム利用料に係る公募型指名競争入札の実施について、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 11 日

北広島市長 上 野 正 三

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 人流システム利用料
- (2) 業務場所 北広島市中央 4 丁目 2 番地 1
- (3) 業務概要 人流システム仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から 1 年間

2 参加資格基準日 令和 6 年 4 月 1 日

3 入札参加希望者に必要な要件

入札参加希望者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 北広島市契約規則（平成 15 年北広島市規則 12 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 2 項に規定する令和 5・6 年度における北広島市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該登録の再認定を受けていること）、又は「4 入札参加申請（1）提出書類オ」に記載の書類審査を受け、適格と認められる者。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
  - イ 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者、民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（第 2 号の再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全である者
  - ウ この公告の日から公募期間が終了するまでの期間において、北広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 17 年 3 月 2 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の措置を受けている者
  - エ 北広島市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 26 年北広島市条例第 4 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者
- (3) 次のいずれかに該当する関係にある者が同一の入札に参加していないこと。
  - ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下この号において同じ。）と子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の子会社をいう。ただし、会社更生法第 2 条第 7 項の更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下この号において「更生会社等」という。）である場合を除く。以下この号において同じ。）の関係
  - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係(ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。)

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている関係

オ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (4) 令和 6 年 4 月 1 日現在において、過去 3 年以内に国又は地方公共団体、外郭団体において人流データを用いたダッシュボード等の構築・運用及び人流データの活用・分析業務を行った実績があること。

#### 4 入札参加申請

##### (1) 提出書類

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）1部を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 公募型指名競争入札参加申請書（様式 1）

イ 資本関係・人的関係調書その 2（別記様式）※該当する場合のみ提出

ウ 令和 5・6 年度における競争入札等参加資格者名簿に登録されていることを証明する書類（競争入札参加資格審査結果通知書（はがき）の写し等）※該当する場合のみ提出

エ 3(4)の実績を証明する書類（様式 2）（契約書の写し等を添付）

オ 令和 5・6 年度における競争入札等参加資格者名簿に登録されていない場合は(A)から(E)に掲げる書類を提出すること。

(A) 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

(B) 財務諸表又は決算書

(C) 納税証明書(法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと並びに市町村税の滞納がないことの証明書。北広島市に納税義務のある者にあつては、北広島市税に滞納がないことの証明書)

(D) 印鑑証明書

(E) 暴力団排除に関する誓約書

##### (2) 提出期間及び時間

告示の日から令和 6 年 4 月 26 日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、9時から 17時まで。

##### (3) 提出場所

北広島市中央 4 丁目 2 番地 1

北広島市経済部観光振興課（北広島市役所 4 階）

E-mail: [tourism@city.kitahiroshima.lg.jp](mailto:tourism@city.kitahiroshima.lg.jp)

##### (4) 申請書類の配布

申請書類は、(3)において告示の日から配布する。また、北広島市役所ホームページにも掲載する。

北広島市役所ホームページ <http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>

#### 5 入札参加者の指名

- (1) 入札参加者の指名については、令和6年5月15日（水）までに発送する指名競争入札の執行に係る書面に変えて通知する。
- (2) 入札参加者資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は任意）により説明を求められることができる。
  - ア 提出期限 令和6年5月30日（木）17時まで
  - イ 提出場所 4(3)に同じ
  - ウ その他 書面は持参により提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- (3) 説明を求めた者に対しては、原則として書面を受け取った日の翌日から起算して4日以内に書面により回答する。

## 6 入札執行の日時及び場所

入札参加者に書面により通知する。

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 契約規則第15条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類に虚偽の記載をした者が行った入札

## 8 入札の延期又は中止

競争入札を公正に執行することができないなど、やむを得ない事由により入札を延期し、又はこれを中止する場合がある。

## 9 質疑応答

仕様書等に質疑がある場合は、次に掲げる要領で質問書を提出することができる。

- (1) 受付期間及び時間  
告示の日から令和6年4月26日（金）までの土曜日、日曜日及び休日を除く、9時から17時まで。
- (2) 受付場所  
4(3)に同じ。
- (3) 提出方法  
書面（様式3）により、持参または郵送で提出すること。（質疑がない場合は提出不要）
- (4) 質問に対する回答  
随時回答する。また質疑応答内容を北広島市ホームページで公開する。

## 10 契約書の作成の要否

否

## 11 その他

- (1) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書類は、入札参加資格の審査以外に申請者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書類は、返却しない。
- (4) 提出期限以降における申請書類の差替え及び再申請は認めない。
- (5) 入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがある。
- (6) 入札が中止となった場合でも申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (7) この告示に定めるもののほか、入札参加者は、北広島市契約規則その他関係法令を遵守すること。
- (8) 落札決定から契約締結までの間に本告示に示した入札参加資格に欠けることとなった場合、当該落札決定を取消すことがある。

## 12 問合せ先

〒061-1192

北広島市中央4丁目2番地1

北広島市役所

北広島市経済部観光振興課（北広島市役所4階）

電話 011-372-3311 内線 4342